

埼玉県警察本部告示第 171 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 103 条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法第 104 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 19 日

埼玉県警察本部長 小澤 孝文

1 意見の聴取の期日

令和 8 年 9 月 15 日

2 意見の聴取の場所

埼玉県鴻巣市鴻巣 405 番地 4 埼玉県警察運転免許センター 4 階 意見の聴取室

埼玉県警察本部告示第 172 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 103 条の規定による行政処分について公開による
聴聞を行うので、同法第 104 条の 2 第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 19 日

埼玉県警察本部長 小澤 孝文

1 聴聞の期日

令和 8 年 9 月 15 日

2 聴聞の場所

埼玉県鴻巣市鴻巣 405 番地 4 埼玉県警察運転免許センター 4 階 聴聞室